

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	大成建設 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
2	コスモ総合建設 株式会社	茨城県水戸市けやき台2丁目13番地2
3	菅原建設 株式会社	茨城県水戸市白梅1丁目2番33号
4	株木建設 株式会社	茨城県水戸市吉沢町311番地1
5	昭和建設 株式会社	茨城県水戸市千波町1905番地

2 入札参加資格停止措置期間

上記1から3の者 平成29年7月26日から平成29年8月8日まで（2週間）

上記4及び5の者 平成29年7月26日から平成29年8月15日まで（3週間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

元請負人の大成・株木・昭和・コスモ・菅原特定建設工事共同企業体及び一次下請負人の(株)大平組は、平成29年7月12日、本市発注の水戸市新庁舎建設工事において、一次下請負人の作業員が基礎梁配筋作業中、安全管理措置の不適切により、高さ2.35メートルの基礎梁鉄筋上から転落し、直下に仮置きしていた鉄筋が右脇腹に刺さる事故を起こした。

5 短期加重の概要

株木建設(株)は、本市発注の水戸市立下大野小学校長寿命化改良工事において平成29年1月25日から平成29年2月7日まで及び平成29年6月14日から平成29年7月4日まで、昭和建設(株)は、水戸土木事務所発注の道路舗装修繕工事において平成28年12月21日から平成29年1月20日まで、本市から入札参加資格停止措置を受けており、それぞれ当該措置満了の日から1年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第79条第1項の規定により入札参加資格停止期間の短期加重措置とした。

6 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第3第6項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第6項ア 「安全管理の措置の不適切により工事関係者を負傷させたと認められるとき。」	当該認定をした日から2週間

平成29年7月26日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
日東工営 株式会社	東京都新宿区西新宿7丁目5番2号

2 入札参加資格停止措置期間 平成29年7月26日から平成29年8月25日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

日東工営(株)及び同社使用人は、名古屋市内の建築物の解体作業を行うに当たり、あらかじめ石綿等の調査、記録を行わなかったとして、平成29年3月7日、労働安全衛生法違反により名古屋簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第14項ア 「業務に関し、法令に違反したとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内